

令和 6 年 度

鯖江市歳入歳出決算健全化審査意見書

鯖 江 市 監 査 委 員



鯖監第 131 号
令和 7 年 8 月 12 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



鯖江市の令和 6 年度財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された鯖江市の令和 6 年度健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度 健全化判断比率	令和 6 年度 早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	(%) —	(%) 12.68	
② 連結実質赤字比率	(%) —	(%) 17.68	
③ 実質公債費比率	(%) 5.4	(%) 25.0	
④ 将来負担比率	(%) —	(%) 350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

早期健全化基準は12.68%だが、令和6年度は実質赤字額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準は17.68%だが、令和6年度は連結実質赤字額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準は25.0%だが、令和6年度の実質公債費比率は5.4%と下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

早期健全化基準は350.0%だが、令和6年度は実質的な将来負担額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

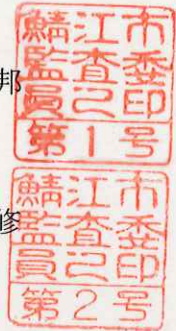


鯖監第 131-2 号
令和 7 年 8 月 12 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修



令和 6 年度鯖江市総合開発事業特別会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度鯖江市総合開発事業特別会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 6 年度鯖江市総合開発事業特別会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



鯖監第 131-3 号
令和 7 年 8 月 12 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 6 年度鯖江市水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度鯖江市水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 6 年度鯖江市水道事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。



鯖監第 131-4 号
令和 7 年 8 月 12 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 6 年度鯖江市公共下水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度鯖江市公共下水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 6 年度鯖江市公共下水道事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

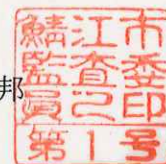
特に指摘すべき事項はない。



鯖監第 131-5 号
令和 7 年 8 月 12 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦



鯖江市監査委員 石 川 修



令和 6 年度鯖江市農業集落排水事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度鯖江市農業集落排水事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度比率	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

令和 6 年度鯖江市農業集落排水事業会計について、経営健全化基準は 20.0%だが、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。